

物流の低炭素化促進事業 よくある質問と回答 (Q&A)

【平成 24 年 7 月 23 日版】

○補助制度について

問 制度概要について教えてください。

答 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進を図るためには、中長距離の幹線輸送において主力として用いられている 10 トントラックと同様に荷物を積載可能な鉄道輸送用 31 フィートコンテナ(以下「31 フィートコンテナ」と言います。)の導入の促進を図ることが必要です。そのため、本事業は、民間事業者(貨物鉄道事業者、鉄道貨物利用運送事業者)が汎用タイプの 31 フィートコンテナを導入する際に、費用の一部補助を行うことによって普及促進を図り、一層の CO2 排出量の削減を図ります。

なお、本補助事業では、

- ・既存の 31 フィートコンテナの代替を行う場合は対象とならないこと。
 - ・特定の荷主のみが専用で利用するコンテナの導入は対象とはならないこと。
 - ・本事業はモーダルシフトの推進を目的としているものであることから、本事業で導入したコンテナは、鉄道貨物輸送量の増加に資さないと考えられる輸送(既に 12 フィートコンテナにより鉄道貨物輸送を利用している荷主が単純に 31 フィートコンテナへ転換する場合等)に用いることはできないこと。
 - ・補助金を受けて購入したコンテナは、その耐用年数に渡って所有し、使用しなくてはならないこと。(途中で売却した場合は補助金相当額の返納等が必要となります。)
- 等が求められます。

また、国土交通省のモーダルシフト関連の補助事業など、他の補助金等事業との併用はできません。なお、税制優遇措置や(株)日本政策金融公庫の低利融資制度との併用は可能です。

○申請方法関係

問 実施要領様式第 3 の「既保有 31 フィートコンテナの除却見込み調書」は何のための記入するのでしょうか。

答 今回の補助事業が、既存の 31 f t コンテナの老朽取替でないことを確認するためです。

○補助対象事業の考え方

問 申請できる事業者の範囲について教えてください。

答 以下のいずれかに該当する民間企業が対象です。

- ・鉄道貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法に基づき、鉄道貨物輸送に係る利用運送事業の許可又は登録を得ている事業者)
- ・貨物鉄道事業者(鉄道事業法に基づいて貨物運送を行っている鉄道事業者。ただし、コンテナ輸送を行っている事業者に限ります。)

問 申請個数の考え方について教えてください。

答 本事業は汎用タイプ 31 フィートコンテナの普及促進を目的としており、汎用性(不特定の荷主の利用可能性)を確保する観点からは一定数以上のコンテナが必要となることから、応募に際しての最

小コンテナ個数は3個となります。一方、申請個数の上限は設けておりません。ただし、他の事業者の応募状況や予算額等により内示（交付決定）の本数を制限することがあります。

問 補助対象となるコンテナの仕様について教えてください。

答 公募要領の別表をご覧ください。

問 補助金で取得したコンテナに荷主の企業・商品ロゴを表示することは出来るのでしょうか。

答 本補助金は汎用タイプ31ftコンテナを対象とするものであり、特定の荷主の企業・商品ロゴを表示することはできません。（ただし、鉄道貨物利用運送事業者、貨物鉄道事業者の企業ロゴを表示することは可能です。）

○予算額・補助対象経費関係

問 予算額はいくらでしょうか。

答 今年5月に公募を行った1次募集分と、今回公募を行う2次募集分をあわせて、約1.7億円です。

問 「31フィートコンテナの導入に要する費用又はコンテナ1個あたりの基準額（450万円）のいずれか低い方の額の2分の1」とはどういうことでしょうか。

答 コンテナの値段も材質等により価格差があることから、例えば31フィートコンテナ1個あたりの価格400万円の場合には、その2分の1の200万円が補助金額となります。（450万円の2分の1の225万円が補助金額となるわけではありません。）一方、例えば、1個あたりの価格が500万円の場合には、基準額（450万円）を超えることから、500万円の2分の1の250万円ではなく、基準額の2分の1の225万円が補助金額となります。

問 消費税相当額は補助対象となるのでしょうか。

答 原則として補助対象とはなりません。

問 補助対象となるコンテナの総数は決まっているのでしょうか。

答 上記のとおり、コンテナ1個あたりの補助金額が固定されていないことから、補助対象コンテナ個数は決まっておりません。

問 公募終了後、どの程度で内示されるのでしょうか。

答 補助対象事業を選定するための審査期間として、おおむね1ヶ月を予定しています。

問 補助事業における利益等排除とはなんですか。

答 補助事業者が、（1）補助事業者自身（補助事業者の自社調達）、（2）100%同一の資本に属するグループ企業、（3）補助事業者の関係会社（（2）を除く）から調達を行う場合に、補助対象経費から利益等相当分を排除するというものです。詳しくは、公募要領（参考資料1）をご覧ください。

○内示後の手続き

問 採択案件として内示を受けた後、補助金の交付申請を行うまでの期間は指定があるのでしょうか。

答 手続きを速やかに行うため、特段の事情が認められない限り、原則として2週間以内に申請書を提出して頂くこととなります。

○購入方法・支払い方法関係

問 割賦で購入したいのですが、補助金は受けられますか。

答 小切手、手形、割賦等による購入は、補助金の対象となりません。

問 どうすれば概算払いを受けることができますか。

答 本事業では、事業の性格上、概算払いの適用はありません。また、予算の繰越（翌年度に持ち越すこと）はできませんので、ご注意下さい。

問 「補助事業を完了したとき」とは、どんなときを指しますか。

答 補助対象31フィートコンテナが補助事業者へ納入（所有権の移転を含む。）された時点を、原則補助事業が完了したときとみなします。平成25年3月末日までに補助事業を完了させ、完了した日から所定の期間内に実績報告書を提出してください。なお、納入時点で調達先への支払いが完了している必要はありませんが、必ず当該年度内に支払いを完了させてください。

○財産処分制限関係

問 補助金を得て購入した31フィートコンテナを手放すことになりました。補助金の返還は必要ですか。

答 本補助を受けて購入した31フィートコンテナは、耐用年数の期間にわたって所有し、使用していただく必要がありますので、耐用年数到達前に売却等を行った場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返納していただく必要があります。法定耐用年数は、7年です。

問 法定耐用年数を超えてから処分等する場合、承認申請は必要ないのですか。

答 必要ありません。ただし、処分等に当たっては、導入時に当該コンテナに明示した「環境省補助対象事業である旨の表示」は削除していただきます。

問 「環境省補助事業である旨の表示」とはどのようなものですか。

答 特に定まった様式はありませんが、補助事業名等を、補助対象コンテナの外装の見やすい位置に耐久性のある形で適宜表示してください。

（表示例）

平成24年度環境省補助事業（物流の低炭素化促進事業）補助金交付対象コンテナ

問 財産処分制限期間内には、処分に係る承認申請の必要があるほか、どんな義務が生じますか。

答 交付要綱第20条に規定されているとおり、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の

目的に従って、その効率的運用を図っていただくとともに、実施要領第 10 に基づく事業実績（稼働実績）を報告していただきます。

問 稼働実績報告はいつまで、どのように行う必要があるのでしょうか。

答 補助を受けた取得した 31 フィートコンテナの使用を開始した年度から、3 年にわたって、実施要領様式第 5 に基づいて報告をして頂きます。（例 24 年度中に使用開始した場合、24・25・26 年度の 3 年となります。）

また、稼働実績はコンテナ 1 個ごとに、トンキロベースで、オンレール部分の稼働状況を報告して頂きます。この場合、空荷（返回送）部分は除きます。

問 トンキロベースではなく、トンベースでは報告することで代えることはできないでしょうか。

答 CO₂ の削減効果を分析する場合、トンベースでは距離の要素が確認できず、不十分であるため、トンキロベースでの報告をお願いします。